

暫定任意適用事業について

(凡例)

労災保険法：労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

昭和44年改正法：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第83号）

整備政令：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）

整備告示：労働省告示 第35号（昭和50年4月1日）

整備法：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）

論点案

【論点】昭和50年以降、農林水産業の一部のみが労災保険の暫定任意適用となっており、その理由は、「労働実態の把握が困難であること等」とされているところ、現代において、暫定任意適用となっている農林水産業の事業についても強制適用とすべきか。

暫定任意適用事業の概要

- 労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）は適用されない）。
- ただし、農林水産業の一部については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。

概要

- 農 業：**個人経営**で**常時5人未満**の労働者を使用する事業（一定の危険・有害な作業を主として行う事業及び事業主が農業について特別加入している事業を除く）
 - 林 業：労働者を**常時には使用せず**、かつ、**年間使用延べ労働者数が300人未満**の**個人経営**の事業
 - 水産業：**常時5人未満**の労働者を使用する**個人経営**の事業であって、**総トン数5トン未満の漁船**によるもの又は**災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業**するもの
- ※ 暫定任意適用事業であっても、労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合は強制適用となる。

暫定任意適用事業関係法令の主な条文構造

- **法律事項：**
 - ・ **「任意適用事業」を規定**（対象事業を政令へ委任）（昭和44改正法附則第12条）
 - ・ 農業の事業主が特別加入時には強制適用とすることを規定（昭和44改正法附則第12条第1項第2号）
 - ・ 暫定任意適用事業であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病等に対する保険給付の特例を規定（整備法第18条、第18条の2、第18条の3）
- **政令事項：**
 - ・ 任意適用事業の**対象事業（農林水産業）を規定**（例外事業を告示へ委任）（整備政令第17条）
- **告示事項：**
 - ・ **任意適用事業の例外（強制適用）**とする以下事業を規定（整備告示）
 - ・ 常時労働者を使用する林業
 - ・ 一定の危険・有害な業務を主として行う常時労働者を使用する農業
 - ・ 一定規模の漁船による水産業

○ 暫定任意適用事業の範囲を見直す場合、改正内容に応じて、法律/政令/告示のいずれを措置するかが異なる。

改正内容	改正対象
全面適用（暫定任意適用事業を全面廃止）	法律改正
一部業種(例：農業のみ)を強制適用	政令改正
いずれの業種も任意適用の枠組みは残し、強制適用とする条件(任意適用事業の例外)を追加	告示改正

暫定任意適用事業に係る特例（整備法第18条関係）

暫定任意適用事業に係る特例

- 暫定任意適用事業の事業場においては、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病についても、後刻、事業主の申請により、労災保険法の規定による保険給付が行うことができることとしている。ただし、労働者が療養を経ずに死亡した場合は対象外となる。（整備法第18条第1項）

（本特例により保険給付を行った場合、事業主は所定の期間、労働保険料のほかに特別保険料を納付しなければならない。（整備法第19条第1項））
- 当該申請は、事業場で使用する労働者の過半数が希望する場合には、事業主は申請しなければならない。（整備法第18条第3項）

この保険給付の特例の制度は、以上のとおり労働者の保護の充実を図るために設けられたのであるが、同時に事業主が労基法上一時金で行うべき障害補償、遺族補償又は打切補償の相当高額な経済的負担を特別保険料のかたちで長期間に分割して負担することを可能にするものであって、事業主の経済的負担を容易にする効果も有し、なおかつ、政令により暫定任意適用事業とされた事業の労働者について、保険関係成立前に被災した者とその後に被災した者との不均衡をなくす道を開くものである。

沿革的には、本条と同旨の規定（昭和40年改正までは、年金化された給付に限って定められていた。）が昭和35年の改正により労災保険法中に置かれたのであるが、労災保険法について、全事業全面強制適用の考え方に沿って規定の整理が行われたことに伴い、本法中に移されたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール-5-」867頁（抜粋）

暫定任意適用事業の関係条文①

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第83号）（抄）

附 則（抄）

（労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置）

第12条 次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第2条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業としない。

- 一 第2条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第3条第1項に規定する事業
- 二 労働者災害補償保険法第35条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち同法第33条第3号又は第5号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第35条第1項第3号の規定の適用を受けなくなつた後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの

2 前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）（抄）

（労災保険暫定任意適用事業）

第17条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

○労働省告示 第35号（昭和50年4月1日）（抄）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）第17条の規定に基づき、労働大臣が定める事業を次のように定める。（略）

- 一 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業であつて、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの
- 二 別表第1に掲げる危険又は有害な作業を主として行う事業であつて、常時労働者を使用するもの（前号及び次号に掲げる事業を除く。）
- 三 総トン数5トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業（河川、湖沼又は別表第2に掲げる水面において主として操業する事業を除く。）

別表第1、別表第2 （略）

暫定任意適用事業の関係条文②

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）（抄）

（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置）

第5条 失業保険法等の一部改正法附則第12条第1項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立する。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならない。

3～4（略）

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）※ P 3 で詳解

第18条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条の療養補償を行つている労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第3章第1節及び第2節の規定により、保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第75条の療養補償を行つている労働者に対しても、当該療養補償を労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、労災保険法第3章第1節及び第2節の規定により、傷病補償年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前2項の申請をしなければならない。

第18条の2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した……複数事業労働者（以下この条において「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病……につき療養を必要とすると認められる複数事業労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第3章第1節及び第2節の2の規定により保険給付を行うことができる。

2～3（略）

第18条の3 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤……による負傷又は疾病……につき療養を必要とすると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第3章第1節及び第3節の規定により保険給付を行うことができる。

2～3（略）

第19条 政府は、第18条第1項若しくは第2項、第18条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により保険給付を行うこととなつた場合には、厚生労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2～3（略）

暫定任意適用事業に係る改正経緯等

年次	改正経緯・内容等
昭和22年～ 昭和40年	労災保険の強制適用事業を法律、政令、省令に、任意適用事業を法律に規定。 （強制適用事業） ・ 常時 5 人以上使用する特定の事業（工業、鉱業、運輸業 等） ・ 常時労働者を使用する又は1年以内の期間に使用労働者延人員300人以上の特定の事業（土木建築業、海陸仲仕業、森林事業 等） （任意適用事業） ・ 労働基準法第8条に規定する事業で上記強制適用以外の事業（金融業、医療業、娯楽業 等）
昭和43年	労災保険法施行令の改正 ・ 強制適用事業の範囲を拡大（常時 5 人以上労働者を使用する事業は業種の別なく強制適用事業） （昭和43年 4 月 1 日施行） ※ 昭和42年に全事業に対する労災保険の全面適用を図るための法律案が提出されたが廃案。
昭和44年	「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」が成立。 ・ 労災保険法第3条第1項を現在の条文の形に改正（「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。」） ・ 「暫定任意適用事業」を規定（附則第12条で規定し、対象事業は政令へ委任） ・ 整備政令にて、暫定任意適用事業を常時 5 人未満の労働者を使用する商業やサービス業などのいわゆる非工業的な事業に限定 （昭和47年 4 月 1 日施行）
昭和50年	整備政令改正 ・ 常時 5 人未満の労働者を使用する商業やサービス業の事業を強制適用事業に追加 （昭和50年 4 月 1 日施行）
平成 3 年	昭和44年改正法の改正 ・ 強制適用事業の範囲を拡大 （農業の事業のうち、事業主が農業について特別加入している事業も強制適用事業） （平成 3 年 4 月 1 日施行） ◎ 依然として暫定任意適用事業とされているのは、常時 5 人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部のみとなり、現在に至っている。

暫定任意適用事業が存置されている理由①

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第三次分）等について」 （平成3年3月1日 発労徴第13号基発第123号）（抜粋）

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和47年4月1日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた（旧44年法附則第12条）。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和50年4月1日から、個人経営の労働者5人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた（昭和50年政令第26号）が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い（注1）ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由（注2）から、その後の特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

（注1） 林業は常時一人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数5トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

（注2） 具体的な理由として、以下のことが挙げられる。

① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。

② 農繁期のみ労働者を使用するケースが多く、その実態を把握することが困難であること。

③ このため、個人経営の労働者5人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義について、昭和52年農林省統計情報部の1975年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……（中略）……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械（耕うん機、コンバイン、動力揚水機等）を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている（労災則第46条の18第1号）が、さらに、平成3年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する（そのための省令改正は、平成3年4月1日又は平成3年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おって通達する。）こととして（その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は2種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。）、これら農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした（新44年法附則第12条）。

これは、

① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。

② 特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合（以下「農協」という。）等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。

③ 平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。等を理由とするものである。

暫定任意適用事業が存置されている理由②

「今後の労災補償法制のあり方 労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について」
（労働省労働基準局編 財団法人労災保険情報センター 昭和63年8月25日第1刷）（抜粋）

Ⅲ 参考（個別検討結果）

第11 労働基準法第8章と労災保険法との関係

2. 検討の方向

（2）暫定に適用事業の廃止について

前述のような暫定任意適用事業と強制適用の未手続事業との間の大きな格差を解消する方法の一つとして、暫定任意適用事業の廃止がある。いうまでもなく、労災保険法は原則として完全強制適用であり、現行の暫定任意適用事業は文字通り暫定措置であり、基本的には廃止される方向が示されている。

しかしながら、これらの事業が当分の間、暫定任意適用事業とされたのは、小規模の農林水産業は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること、労働者性が明確でないこと、その対象数が膨大であること（あわせて災害が多発していないこと）等のためといわれている。

したがって、現行制度のままで、これらの小規模の農林水産業を強制適用事業にするならば、その把握は一層困難であり、現在でさえ100万に上るといわれている未手続事業が一層増加し、逆選択の状態が増大することとなる。つまり、現行制度のままで現在の暫定任意適用事業を廃止することは、極めて困難といわざるをえない。

暫定任意適用事業のうち、保険関係を成立している事業の被災状況の調査結果

○ 令和6年6月19日時点において、任意適用事業場として保険関係を成立している事業場（25,602事業場）を対象に、令和3年度から令和5年度までの期間に支給決定された重大事故（※1、2）の内容は以下のとおり。

障害(補償)等給付	業種	災害種別	被災時年齢	障害の状態	障害等級	災害発生状況等	件数
	農業	機械事故	40	左上肢の欠損(肘関節以上で欠損)	4級	餌を作る作業場で大型攪拌機の電源が入っている状態でグリスをさそうとしたら、腕が挟まって巻き込まれ負傷。	3件
			73	左足指欠損、両下腿骨折、右リスフラン関節骨折	6級	収穫畑に移動するためトラクターのパケットに乗り、両足を出した状態で移動した際、道路に出てあったコンテナにぶつかり両足が挟まれて負傷。	
			30	左下肢の欠損(大腿切断)	4級	レンコンの収穫作業中、下半身が耕運機の下に潜り込むような体勢となり、左足が耕運機のかご車輪に巻き込まれ負傷。	
		転倒・転落・滑落・衝突	32	第3、5、6、8胸椎圧迫骨折	6級	牛舎内で搾乳作業中、搾乳室の扉を開けようと牛の背後から近づいたところ牛に蹴飛ばされ、さらに背中側を蹴られ負傷。	4件
			63	頸椎棘突起骨折、胸椎破裂骨折、右踵骨折、左足関節骨折	5級	厩舎2階に保管していた牧草ロールを廊下に落とす作業において、下にいた被災労働者に牧草ロールがぶつかり負傷。	
			78	第1腰椎圧迫骨折	6級	肥料の入ったバケツを持ちながら施用作業をしていたところ、畝につまずきしゃがんだ際にバランスを崩し腰を捻った。	
			77	頸髄損傷(高度四肢麻痺)	1級	みかんの収穫作業時、脚立から降りる際に掴まっていた木の枝が折れ脚立から転落、コンクリート道まで転げ落ち全身を強打。	
	漁業	機械事故		—	—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	46	外傷性頸椎椎間板ヘルニア、左肩・左肘挫傷	7級	漁船上にて魚の網上げ作業中、波で船体が大きく揺れた時にワイヤーロープが跳ねて頸部から左肩・左肘にかけて強く当たり、頸部を後ろ向きに捻った。	1件
		その他	21	脳損傷(高次脳機能障害)	5級	通勤時、軽トラックを運転して漁港へ向かっている際に、鹿との接触事故により負傷(通勤災害)。	1件

遺族(補償)等給付	業種	災害種別	被災時年齢	死因等	災害発生状況等	件数
	農業	機械事故	56	多臓器不全	圃場でトラックに積まれたトラクターを降ろす作業をしていた時に、固定式の鉄製ロープを使用して降ろすべきところ歩板を使用し、更にその歩板をピンで固定しないままトラクターを降ろしたため、トラクターが横転、その下敷きになり死亡。	3件
			82	第7頸椎脱臼骨折	軽トラックに空コンテナを積み、みかん畑への移動中、運転操作誤りで道路から約1m下のみかん畑に転落し死亡。	
			22	外傷性ショック	農場において、トラクターの動力により駆動する大型攪拌機に牧草を投入していたところ、攪拌装置内のスクリー状の歯に全身を巻き込まれ死亡。	
		転倒・転落・滑落・衝突		—	—	0件
		その他	61	心筋梗塞	長期間の加重業務により心筋梗塞を発病し死亡。 発症前1ヶ月の時間外労働時間数は約161時間、発症前2～6か月間における時間外労働時間数の最大は155時間。	2件
			24	外傷性大動脈損傷	事業主の所有車で作業場である畑に向かい運転していたところ、前を進行していた2台の車に追い越しをかけようとセンターラインを超えたところ、反対車線を進行してきた車と正面衝突し、死亡。	
	林業	機械事故		—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	49	窒息(倒木による胸部圧迫)	伐採作業中、後方の雑木が被災者の上に倒れ、その下敷きになったことにより胸部を圧迫する負傷、窒息死により死亡。	3件
			68	頸髄損傷、敗血症	伐採木の搬出中、材木運搬車の運転操作を誤り、材木運搬車とともに約2m下へ落下、頸髄損傷他を負い療養していたが、その後敗血症で死亡。	
			58	脳挫傷、頭蓋底骨折	斜度55.8度～63度の斜面上において、木の伐採作業を行っている最中に、斜面から約10m下の作業道に滑落し、頭等を打って死亡。被災労働者は保護帽、要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。	
	漁業	機械事故		—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	63	海への転落(行方不明)	刺網漁業のため出向し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推認された。	4件
			78	両側気胸、骨盤骨折	昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、被災労働者はトラクターショベルの下敷きになり死亡。	
			72	溺水	船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。	
			46	溺水	漁からの帰港中、船内から行方不明となった。2時間後、別漁船の網に被災者が掛かり発見、溺死していることが確認された。	

※1 遺族(補償)等給付及び障害(補償)等給付のうち障害等級7級以上(年金)の事案を対象とした。なお、障害等級8級以下(一時金)について支給決定された事案は114件
※2 障害(補償)等給付について、林業では該当事案なし